

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

博多警察署協議会

開催年月日時	令和8年2月13日（金）午後4時30分 から 令和8年2月13日（金）午後5時45分 まで	
開催場所	博多警察署	
出席者	警察署協議会	会長以下12名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、刑事管理官、交通管理官、警備管理官、総務第二課長、事務局
<b>議 事 概 要</b>		
<p><b>【会長挨拶（要旨）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本日はお忙しい中、委員の皆様にはお集まりいただき感謝申し上げます。</li> <li>○ また、警察署の方々も日頃から住民の方々のために一生懸命ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。</li> <li>○ 本日も様々な議題があるので、委員の皆様は今回の議題に関して学んだ内容を周囲の方々に伝えてもらいたいと思う。</li> <li>○ 先日、警察署協議会の会長連絡会議に初めて出席したが貴重な経験となった。</li> <li>○ 委員の皆様からは、この機会にぜひご質問やご意見を頂戴したいと思っているのでよろしく願います。</li> </ul> <p><b>【署長挨拶（要旨）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本日は大変お忙しい中、博多警察署協議会にご参集いただき感謝申し上げます。</li> <li>○ 1月に確定した令和7年の統計数値を見ると、当署管内は刑法犯認知件数が前年より400件ほど増加し、県内36署中最も多い件数であった。</li> <li>○ 交通事故に関しては、残念ながら6人が事故で亡くなられ、人身交通事故件数は前年より減少したものの、36署中最も多い件数であった。</li> <li>○ 110番受理件数は、署別で全国三番目の多さだった前年よりも、更に約2,500件増加し、県内二番目の中央警察署よりも約1万件多い状況となっている。</li> <li>○ 数値が示すとおり、事件事故が多い当署であったが、多忙を極める中、何とか限られた体制で士気高く、各部門で治安対策に取り組んできた。</li> <li>○ 今後も、管内住民の皆様のご理解と協力を頂きながら警察活動を行っていく予定であるが、この協議会で、住民代表でもある委員皆様のご忌憚りの無いご意見、ご質問、ご要望を頂戴できればと考えている。</li> <li>○ なお、県警察では、警部以上の幹部が対象となる人事異動を控えており、現体制での協議会は今回で最後になると思うが、体制が変わっても署長以下全署員一丸となり全力で取り組んでいく所存であるので、今後も引き続き、ご指導ご</li> </ul>		

## 議 事 概 要

鞭撻をお願いする。

### 【報告事項等】

- 警察署協議会会長連絡会議結果報告について（会長）
  - ・ 早良警察署協議会の活動報告紹介
  - ・ 春日警察署協議会の活動報告紹介
  - ・ 飯塚警察署協議会の活動報告紹介
- 令和7年中の管内治安情勢と令和8年の取組について（署長、各管理官）
  - ・ 令和7年中の管内治安情勢説明
  - ・ 令和8年福岡県警察運営指針等説明
  - ・ 令和8年の博多警察署の取組について説明

### 【質疑応答等（要旨）】

- 委員から「先日の衆議院議員選挙の施行に際し、博多区役所では、戦後最短の準備期間という時間がない中、各種準備や対応に関して博多警察署からご協力をいただき感謝申し上げます。」「自転車の青切符導入に関して議題の中で触れられていたが、博多区役所でも外国人を対象とした自転車の乗り方についてのルール・マナー啓発動画を作成し、広報啓発に努める予定であるので連携をお願いする。」「神社等の行事における外国人のマナーが悪いという意見があったため、外国人にも分かりやすい具体例を示した内容の啓発チラシを日本語学校等に配付したところ、学校の先生の協力も得ることができ、マナーが改善されたということもあったので、今後も外国人とのトラブル防止に向けて警察署と連携していきたい。」旨の発言があった。
- 委員から「私自身、今まで児童虐待が疑われるようなことを見聞きした経験があるが、人の家庭のことにはなかなか踏み込みにくい一方で、踏み込まなければ児童虐待の抑止には繋がらないと思う。県警察の活動重点には、児童虐待への的確な対処とあるが、この的確な対処とはどのようなことなのか、具体的に教えていただきたい。」旨の質疑があり、副署長から「我々警察は犯罪であれば検挙するのはもちろんであるが、特に児童虐待の場合の的確な対処とは、検挙だけではなく、子供の安全を第一として、学校や児童相談所と連携し、それぞれの機関が執り得る措置をしっかりと講じていくことである。」旨の回答があった。

更に「例えば、子供が親から暴力を受けて怪我をした場合、警察ではどのような措置を講じるのか。」旨の質疑があり、副署長から「具体的な措置については事案に応じて変わるが、被害を受けた子供に対する措置については、一般論として、そのまま自宅に帰すことはせず、児童相談所に身柄付の通告をして身体に危険が及ばないような対策を講じることとなる。」旨の回答があった。

また、署長から「もし、児童虐待が疑われるようなことを見聞きした場合は、子供を助けるためにも、とにかく早く警察署に通報してもらいたい。」旨の回答があった。

### 【閉会】